

国土交通省独立行政法人評価委員会  
第14回 自動車事故対策機構分科会

平成25年8月2日

1. 開 会

○小守谷被害者保護企画調整官 定刻でございますので、ただいまから第14回国土交通省独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、国土交通省自動車局保障制度参事官室の小守谷でございます。しばらく進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。最初に委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、本年4月及び7月に任期満了に伴う委員の改選がございましたので、付け加えさせていただきます。

それではご紹介いたします。堀田委員でいらっしゃいます。

○堀田委員 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 友永委員でいらっしゃいます。

○友永委員 友永です。よろしくお願いいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 福井委員でいらっしゃいます。

○福井委員 福井です。よろしくお願いいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 有賀臨時委員でいらっしゃいます。

○有賀臨時委員 よろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 春日臨時委員でいらっしゃいます。少々遅れている模様でございます。

本年3月に退任されました島田臨時委員の後任で、4月から就任されました園臨時委員でいらっしゃいます。

○園臨時委員 園でございます。よろしくお願いいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 林臨時委員でいらっしゃいます。

○林臨時委員 林と申します。よろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 本日は今のところ全委員7名のうち6名のご出席をいただいておりますので、議事を行うための定数を満たしております。念のため、ご報告いたします。

続きまして、国土交通省からの出席者を紹介させていただきます。

昨日、8月1日付で保障制度担当参事官の後藤に異動がございまして、新たに着任しました吉田でございます。

○吉田保障制度担当参事官 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 保障制度参事官室総括課長補佐の仲村でございます。

○仲村総括課長補佐 仲村でございます。よろしくお願いいいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 政策評価官の野田でございます。

○野田政策評価官 野田でございます。よろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 次に、自動車事故対策機構、NASVA からの出席者をご紹介いたします。

鈴木理事長でございます。

○鈴木理事長 鈴木でございます。よろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 徳永理事でございます。

○徳永理事 徳永でございます。よろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 小島理事でございます。

○小島理事 小島でございます。よろしくお願いいいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 平野理事でございます。

○平野理事 平野でございます。よろしくお願いいいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 野田監事でございます。

○野田監事 野田でございます。よろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 内田監事でございます。

○内田監事 内田でございます。よろしくお願いいいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 中村経理部長でございます。

○中村経理部長 中村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 それでは、本分科会の開催に当たりまして、国土交通省自動車局保障制度担当参事官の吉田より一言ご挨拶申し上げます。

○吉田保障制度担当参事官 ただいまご紹介にあずかりました保障制度担当参事官の吉田でございます。先ほどありましたように、昨日付で着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、また、暑い中、遠方の委員も含めまして皆様にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より自動車行政、そして独立行政法人評価活動にご理解とご支援を賜りまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、独立行政法人の自動車事故対策機構、通称NASVAでございますけれども、NASVAにおきましては平成24年度より新たな中期目標期間を開始しております。今回はその初年度である平成24年度の業務実績について評価をしていただくこととなっております。NASVAではこの中期目標・中期計画に基づいて、社会状況の変化に応じながら自動車事故の発生防止、そして自動車事故による被害者支援を大きな柱として業務に取り組んでいるところでございます。また、昨今の国、独立行政法人を取り巻く環境が依然として厳しい中、今後とも限られた経営資源を有効に、効果的・効率的に活用して業務・組織を運営することが求められております。皆様方には引き続き今後のNASVAの業務・組織運営につきまして、ご指導ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。

本日は中期目標・中期計画の達成に向けた取組み状況について、忌憚のないご意見を賜りながら、精力的にご審議をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小守谷被害者保護企画調整官 続きまして、NASVAの鈴木理事長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○鈴木理事長 理事長の鈴木でございます。昨年7月に就任いたしまして、約1年が経過いたしました。第三期中期計画の1年目、目標達成に向けて着実に業務を遂行できたのではないかと考えております。

本日は当機構NASVAの平成24年度の業務実績につきまして、ご説明の機会を頂戴しまして誠にありがとうございます。第三期中期計画では、1つは政府の基本方針に基づいて指導講習、それから適性診断といった安全指導業務の民間参入の促進を踏まえた業務の見直し、また、2つ目は療護施設の公平な治療機会の確保と質の高い治療看護の実施、介護家庭の訪問支援の充実による重度後遺障害者及びそのご家族に対する支援の強化と被害者援護業務の重点化・深度化、この2つが大きな柱として求められているところでございます。

あわせてNASVAは被害者援護と事故防止といった役割、使命の中で、社会情勢の変化に

適切に対応して新たに求められるものにつきましても迅速に対応していかなければならないという役割も担ってございます。例えば、広く自動車事故防止に寄与する新たな国際規格である ISO39001 の普及は、まさに NASVA に与えられた新たな役割であると考えております。これにつきましては、NASVA は ISO39001 の国内審議委員会の事務局として、国際審議委員会に対しまして積極的に意見提案を行ってまいりました。その結果、昨年 10 月 1 日に国際規格として発行されるに至りました。そして、運送事業者への浸透を図るため、あらゆる機会を通じて積極的に周知宣伝活動を行ってまいりました。

一方、中期目標・中期計画における 2 つの柱の 1 つであります安全指導業務の民間参入の促進につきましては、新たに実施機関になろうとする民間団体に対する認定のご支援を積極的に行ってまいりました。具体的には NASVA 作成の指導講習教材や、同じく NASVA が開発した i-NATS の提供、さらに指導講習講師、カウンセリング実施者に対する教育訓練などを実施し、積極的に支援を行った結果、閣議決定後の新規認定団体数は指導講習で 15 者、適性診断では 16 者となりました。これによりまして、NASVA が先生の先生となることを目指しつつ、安全の裾野を広げていくことが期待できると考えております。

今ひとつの柱である被害者援護業務につきましては、療護施設において質の高い治療看護を行った結果、遷延性意識障害からの脱却による退院患者数が目標の 19 人を大きく上回る 28 人となり、また、脱却には至らない場合にも、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られております。

治療機会の拡充に向けた委託業者の設置につきましては、近畿地区に泉大津市立病院を委託先病院と決定して、本年 1 月 4 日から 8 床により開設いたしまして、4 月 1 日には 16 床への増床を行った後、現在、満床状態で運営をしております。

さらに、介護家庭の訪問支援を大幅に増加させる一方、ニーズを踏まえた交流会を積極的に開催するなど、支援を強化いたしまして、受給者ご家族等から評価をいただいているところでございます。

以上、当機構の取組みの一端をご紹介させていただきました。このように当機構ではこれまで担ってきた取組みに加えまして、社会のニーズを踏まえてさまざまな新たな取組みにも積極的に挑戦しております。

委員の皆様におかれましては、これらの取組みに対する評価につきまして何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○小守谷被害者保護企画調整官 ありがとうございます。

先ほど春日委員からご連絡がありまして、14時半頃到着ということでございます。お伝えしておきます。

それから、審議に入ります前に、園臨時委員を除きました他の委員・臨時委員の方々にはご再任いただいておりますけれども、委員の改選がございましたので、国土交通省独立行政法人評価委員で第5条第3項の規定に基づき、改めまして本分科会の分科会長を委員の皆様の互選により選出願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

実は遅れております春日臨時委員から事前にお言づけをいただいておりますので、引き続き堀田委員をご推薦したいというお話を聞いておりますけれども、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小守谷被害者保護企画調整官 ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、堀田委員に分科会長をお願いいたします。

堀田分科会長にご就任の挨拶をいただきまして、以降の議事進行につきましては堀田分科委員長をお願いしたいと思います。

堀田分科会長、よろしく願いいたします。

○堀田分科会長 引き続きまして分科会長を務めさせていただきます堀田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども、先ほどからご説明がございましたとおり、今回の平成24年度業務実績評価は、NASVAの第三期中期目標・中期計画のスタートに当たりまして、今後の実績評価の基本となるものでございます。皆様のご協力をいただきながら、しっかりと議事を進めてまいりたいと思います。どうぞご協力のほどお願い申し上げます。

また、国土交通省独立行政法人評価委員会第5条第5項の規定に基づきまして、予め常任委員の中から分科会長の代理を指名することになっております。私としましては、友永委員を指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀田分科会長 よろしいでしょうか。それでは、友永委員に分科会長代理をお務めいただくことにしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○友永委員 よろしく願いいたします。

○小守谷被害者保護企画調整官 それでは、冒頭のカメラ撮り等につきましてはここまで

とさせていただきます。以降の撮影、録画、録音はご遠慮いただきますようお願いいたします。

○堀田分科会長 それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。

## 2. 資料説明・討議

(1) 平成 24 年度業務実績に関する報告について

(2) 平成 24 年度財務諸表について

(3) 監事監査の結果について

(4) 不要財産に係る国庫納付について

(5) 平成 24 年度業務実績評価について

○堀田分科会長 まず、本日配付しております資料につきまして、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○小守谷被害者保護企画調整官 お手元の資料につきまして、簡単に確認をさせていただきます。最初に議事次第がございまして、次に出席者名簿、配席図、そして資料のリストがございまして、以下が本資料になります。資料 1-1 から 1-4 までは平成 24 年度業務実績報告書の冊子、それから自動車アセスメントとチャイルドシートアセスメントの 2 冊のパンフレット、「業務実績において特に強調したい事項」という資料になります。

資料 2 は、平成 24 年度財務諸表。

資料 3 は、平成 24 年度監事監査報告書。

資料 4 は、「不要財産の国庫納付認可申請について」に係る資料一式でございます。

以下、資料 5-1 から 5-3 が、平成 24 年度業務実績評価調書に係る資料でございます。こちらの資料は、会議の公開との関係で NASVA や傍聴の皆様にはございません。

それから参考資料としまして、1 から 13 までございます。

不足のある方がいらっしゃいましたら、お申し出願います。よろしいでしょうか。

○堀田分科会長 それでは、本日の会議の公開につきまして事務局からご説明いただきまして、了解を最初にとっておきたいと思っております。

○小守谷被害者保護企画調整官 まず、本会議の公開につきましては、評価委員会運営規則等によりまして、本日の議題 2 (1) から (4) の平成 24 年度業務実績に関する報告、平成 24 年度財務諸表、監事監査の結果、不要財産に係る国庫納付につきましては会議を公

開としまして、(5)平成24年度業務実績評価の審議の過程につきましては非公開とさせていただきます。後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の家田委員長に報告、同意を得た後に、最終的に確定し、公表することとなっております。

また、議事内容につきましては、議事要旨及び議事録を作成して公表することとなっております。ただし、(5)の業務実績評価につきましては、議事要旨には主な意見を記載し、議事録については発言者の氏名は伏せた形で公表することとなります。なお、(5)の業務実績評価の審議の際は、NASVAの方々には一旦退室していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

○堀田分科会長 以上、よろしいでしょうか。それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

それでは、議題2「(1)平成24年度業務実績に関する報告について」につきまして、NASVAからご説明いただきたいと思います。なお、当実績報告に関しましては既に資料の配付や事前説明を受けておりますので、この場ではNASVAとして特に説明を行いたい事項につきまして中心にご説明いただくことにしたいと考えます。

よろしくお願いたします。

○平野理事 それでは早速でございますが、資料1-4「業務実績において特に強調したい事項～自己評価において「S」評価とした項目～」等に基づきましてご説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。「1.業務運営の効率化に関する事項」、「(3)業務の運営の効率化」、その中の業務全般に係るうち、「ア 一般管理費 23年度予算比で3%相当」、「イ 業務経費 23年度予算比2%相当」、いずれも削減、そして「ウ 随意契約の見直し及び一般競争入札等の推進」の項目でございます。

点線で囲った中に簡記してございますが、一般管理費におきましてはおかげさまで目標の約3倍に当たります8.8%、額にして2,900万円の大幅な削減を達成いたしております。業務経費におきましても目標の2%を上回る2.4%、額におきましては1億100万円でございますが、経費削減を行っております。

これらにつきましては、次に書いてございますとおり、「経費削減方策」を策定いたしまして、規定経費の徹底した見直しを行っております。下線部分でございますが、一般競争入札の推進、予定価格の適正な設定、随意契約の適正な運用、事務用品の一括購入の推進、出張旅費の効率化、光熱水料の削減、事務所借料の見直し等々、いろいろな取組みを積み重ねることにより、達成することができたものでございます。

下にグラフをお示ししてございますが、左側が一般管理費でございまして、目標の3%に対して、薄い紫色の部分ですが、8.8%の削減でございます。また、右側の業務経費であります、これにつきましては同じ色で示しました2.4%。ただ、このグラフは左側と右側で、左側の目盛りの大きさが5倍になっておりますので、実際には右側の削減部分はこの5倍のボリュームがあるということで、金額的にはかなりの削減ができたということでございます。

ちなみに、実は昨年度、前中期まではこの2つの項目は性質が異なりますので別々の評価をいただいていたのでございますが、今期からはあまりにも項目が細かいという趣旨から、まとめた形でのご評価をいただく形にしております。前期、平成23年度につきましては、特に業務経費で8.2%の削減ができました。一般管理費においては4.9%でございまして、業務経費についておかげさまでS評価をいただいたところでございます。また、前中期全体を通しますと、この両方を合わせたものとして、一般管理費につきましては15%程度の目標に対して20%、そして業務経費につきましては10%の目標に対して2.5倍の24%、このような削減をいたしましたので、中期計画全体を通じまして、両方をまとめたものに対してもS評価をいただいているという項目でございます。

したがって、逆に申し上げますと、前中期あるいは前年度にかなりな削減をしておりますので、さらにそれに比率をかけて削減ということでなかなか厳しい状況はあるわけでございますけれども、いろいろな取組みによって、少なくとも一般管理費については大きな成果を上げることができたということで、全体をまとめてご評価いただければと考えてございます。

恐れ入りますが、業務実績報告書の20ページ以下に内容について若干の記載がございしますので、ご覧いただければと思います。業務実績報告書は資料1-1でございます。特に21ページをご覧いただきますと、右側の21ページの下に参考として表がございまして、今回、特に大きく成果を挙げてございます一般管理費の内訳でありますけれども、一般管理費について、これは人件費を除くと書いてございますが、その中で特殊要因等経費と効率化の対象となる経費とに分かれてございまして、この特殊要因等経費と申しますのは法人税、固定資産税等の公租公課でございまして、あるいは事務所借料でございまして、このように性格上、毎年削減がなかなか困難な項目については特殊要因として除外をさせていただきます。その上で残りました効率化の対象となる経費につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおりの削減を達成したと、このような内容になっております。



なお、個別の項目で、例えばカレンダーの制作費等々で削減ができたとか、あるいはこちらに現物を持ってございますが、NASVA のパンフレットを本来は昨年度作成の予定だったのですが、本部の移転等もございまして、昨年度、作成・完成が難しいということで今年度に移したりと、したがって予定していたものを行わなかったという項目があるわけですが、実際には予算は大枠で来てございまして、それに対して年度内に何度か見直しをして、例えばこういうものの執行が来年度になるという場合にはその部分を使ってほかの事業をやるというようなことは随分調整はしているのですが、そうした中で全体を通じてやはり中期目標を達成するために、今年度、この当期については大きな削減をぜひやろうということで取り組んだ結果、このような額が出たと、このようなご理解をいただければと考えます。

以上でございます。

○堀田分科会長 よろしいでしょうか。

○小島理事 続きまして2ページ目、安全指導業務への民間参入の促進についてご説明いたします。平成24年度の年度計画でございますが、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務を実施する、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得の支援を行う、民間参入の障壁となる要因の分析を行う、この3項目でございます。

点線の四角の中に取り組みを書かせていただきました。まず1つ目でございますが、国土交通省主催の民間参入のための説明会にオブザーバーという形で出席いたしまして、参加者からの質問・要望に対応を行っております。主な対応内容といたしましては、指導講習テキストはどのようにして作成するのか、適性診断機器はどのようにして購入するのか、指導講習講師の資格要件研修はどのような手続きで受講できるのか、その他幾つかの具体的な内容に踏み込んだ質問等がございまして、それに回答したということでございます。

2番目に、今申し上げました国土交通省主催の民間参入のための説明会に参加いただきました団体に対しまして、民間参入促進を図るためのアンケート調査を実施してございます。全251者のうち121者に回答いただきまして、回答率は48.2%でございました。その結果をそのページの下にグラフで表してございますけれども、民間参入促進を図るためのアンケート調査結果といたしまして、「認定を取得したい」という団体が指導講習では33.1%、40者。適性診断におきましては、右の円グラフ、33.3%、39者。それから「検討中である」、「取得しない」という方々がそれぞれグラフのとおりでございます。

このⅠ、Ⅱによりまして、参入事業者における問題点あるいは要望等が出されましたこ

とから、以下の項目について私ども NASVA のホームページに掲載いたしまして、「参入したい」という意向の団体及び「参入を検討中である」という事業者・団体の支援を行ったところでございます。まず、安全指導業務の概要、それから安全指導業務の平成 23 年度の実績、機構の具体的な認定取得支援の内容、こういったプロセスで認定を受けるのか、また、認定取得に当たっての Q & A、これ以外にも直接電話等での問い合わせにも対応したところでございます。

また、新たに実施機関になろうとする民間団体等への認定取得の支援を行っております。これは実際に実施機関になろうとする団体に対しまして、指導講習の面では教材の使用許諾を 19 者に行いました。また、指導講習を行う際には指導講習講師の資格が必要でございますので、その資格要件の研修を私どもで行いまして、53 者 82 人を対象に研修を行ったところでございます。一方、適性診断のほうでございますが、これは i-NATS、私ども NASVA が現在使っておりますインターネットを使いまして適性診断の機器でございますが、この機器の提供を 14 者に行っております。また、適性診断の際には診断を受けた方へのカウンセリングが必要でございますけれども、このカウンセラーの資格が実施機関となる場合には必要になりますので、その要件の研修を 24 者 34 人に対して行いました。

民間団体等へ以上の支援を実施いたしました結果、平成 24 年度に指導講習の認定を 7 者が受けております。適性診断につきましては、平成 24 年度はゼロでございましたけれども、平成 25 年度に入り、既に平成 24 年度中に申請をされた事業者・団体の方々が、新たに 10 者が認定を取得しております。

次のページにグラフがございますが、平成 23 年度以前、指導講習は 1 者も参入者がございませんでした。適性診断は既に 14 者が参入しておりました。それが平成 24 年度、指導講習は 7 者が新たに民間参入しております。そして平成 25 年度、この 7 月末までに指導講習が 8 者、それから適性診断が 10 者、新たに参入をいたしました。その結果、現在は指導講習が 15 者、適性診断が 24 者という参入の状況になっております。

続きまして 4 ページ目、IS039001（道路交通安全マネジメントシステム）の発行と普及促進についてご説明を申し上げます。平成 24 年度の年度計画でございますが、IS039001 の作成に際し、情報の収集及び国内意見の集約等を図る、周知宣伝活動を通じた IS039001 の事業者等への浸透を図るとというのが年度計画でございます。

実績につきまして、以下ご説明いたします。国内審議委員会の事務局といたしまして、安全マネジメント制度で培いました経験に基づき、国際会議等への参加を通じまして積極

的に意見提案を行いました結果、平成 24 年 10 月 1 日に我が国の意見も反映されました国際標準規格として ISO39001 が発行されたところでございます。

その ISO39001 の普及促進活動といたしまして、以下の取組みを実施してまいりました。安全マネジメント講習会や安全マネジメントセミナー、これは私ども NASVA が行っている講習会・セミナーでございますが、そこでの ISO39001 の周知、それから業界紙等への執筆、取材対応、それから取得を希望する事業者に対しますコンサルティングの実施を 10 者行っております。また、世界に先駆けて、英語版以外の翻訳版の発行ということで、他の国ではまだ発行はされてございません。

以上の取組みの結果、日本における認証取得企業数は、平成 25 年 7 月現在、24 社となっており、数社しか取得していないイギリス、スウェーデン等の他国と比較して突出しているという現状でございます。

この ISO39001 の普及の早さといいますか、普及の状況でございますが、そこに表がございますけれども、道路交通安全 ISO39001 は発行から 10 カ月でございますが、既に 24 組織が認証を受けてございます。ISO39001 の 1 つ前に発行されました ISO50001 につきましては既に 2 年 1 カ月たっていますが 35 社。さらに比較いたしますと、電気通信マネジメントシステムにつきましては 14 年たって 12 組織になってございます。

上記のように発行後、他の規格認証件数が伸び悩む中、ISO39001 につきましては NASVA の熱心な普及促進活動の結果、世間から大きな注目を集めております。また、現在も NASVA が関与して認証取得に向けたコンサルティングサービスを上記 10 社以外に 7 社に実施していることから、今後も認証件数はさらなる増加が見込めるものと考えてございます。

次の 5 ページ目、私どもが平成 24 年度並びに平成 25 年度のこれまで行ってまいりました ISO に関連する業務実績のロードマップでございます。

6 ページ目に、ISO39001 の参加国ということでご参考のために記載をさせていただいております。赤字で示した国が、会議に主に出席をして意見を提案するなど積極的に取り組んでいる国や組織になります。

NASVA が ISO39001 規格策定に対しましてどのような貢献をしたかということにつきましては、6 ページの下段に書いてございます。ISO39001 の国内審議委員会事務局といたしまして、NASVA は国内意見の集約及び国際会議での意見提案を行うことで、本規格が国内の利害関係者にとってよりよいものになるように貢献をしてまいりました。特に日本で既に運用されております運輸安全マネジメント制度と ISO39001 はかなりの部分で似ている部

分がございますので、これとの齟齬がないように、以下の事項を日本より提案して、それが受け入れられ、現在の規格となつてございます。1つ目は、法順守の重要性に関する条文を追加すること。2つ目は、緊急事態への準備及び対応に関する項目を追加すること。3つ目は、事故・ヒヤリハット調査の項目を重要な項目として強調すること。これを私どもから提案して、採用していただいたところでございます。

次の7ページ目は、ご参考でございますが、既に認証を取得された24者の団体・企業でございます。赤い字が、私どもNASVAがコンサルティングを行った企業・団体で、全体の3分の1に対してコンサルティングを行っています下段は、現在、認証取得作業中の私どもがコンサルをしている組織・団体でございます。

以上でございます。

○平野理事 続きまして、8ページ以下で、被害者保護関係で2点、ご説明させていただきます。まず、(2)療護施設の設置・運営でございます。これにつきましては、そこに①から④まで列記しておりますような趣旨の対策をとることによりまして、⑤にございませとおり、療護施設の治療効果を高めまして、脱却者数を19人以上にするという具体的な数値目標をいただいております。

内容でございますが、梓の中にございませとおり、きめ細かく質の高い看護の実施、また、地元大学医学部等との連携、医療・看護技術の開発・向上によります治療改善効果のさらなる向上、また、委託病床を契約してございますが、ここにおきましても質の高い治療・看護を実施するための密接な連携、そして理事長の挨拶にもございましたとおり、近畿地区委託先に泉大津市立病院を決定いたしまして、2月には満床となるという状況がございませが、以上のような趣旨の取組みを踏まえまして、年度計画の147%、約1.5倍に当たります28人の方が遷延性意識障害状態からの脱却を果たされております。また、これは過去の退院例、平成23年度までの分析結果でございますが、脱却に至らない患者の方におかれましても、それぞれの重症度に応じまして相当の治療改善効果が見られております。さらに、退院後の患者さんにおかれまして、在宅介護を長い期間、今後続けられるわけですが、そのクオリティーオブライフの向上あるいは在宅介護への寄与を目的といたします新看護プログラムにつきまして、31例試行いたしました。また、評価のための基準も新たに策定いたしまして、表情が顕在化した、あるいは座位姿勢が改善した等々により、家族の皆さんから感謝の声もいただいているという状況でございます。

図が幾つかございます。まず脱却者数でございますが、そこにございませとおり、平成

23年度17名に対して、平成24年度は28名。黄色い部分が委託病床の部分でございますが大幅に増加いたしております。ちなみに、脱却と申しますのはご存じのとおり遷延性意識障害から脱却して、しかしながら依然として介護を要するという状態でございます。詳しくは恐れ入りますが業務実績報告書の50ページ、51ページ等がございますので、必要に応じてご参照をよろしく申し上げます。

続きまして9ページでございます。これが過去の退院例、平成17年6月以降の患者424名の方に対して行ったスコア平均値の変化について、全体では平均で12.3点、左側の青いグラフですが、改善したわけですが、これを基にしておりますナスバスコアという重症度のスコアを基にしまして3つのカテゴリーに分けて、左側から軽度、中度、重度とご理解いただければと思うのですが、それぞれのセグメントについて見たところ、中ほどのところで最も改善点が全体の平均を超えて20点近くいいわけですが、一番右側の赤い重症度の部分におきましても10点近くの改善点が見られております。

また、下に分布図を挙げてございますが、赤い一番左側の分布図を見ていただきますと、丸のひとつひとつが実は患者さんお一人をお示ししているわけですが、左側が症状の軽い軽度、右側が症状の重い重度でございますが、最も重いグループの中でも上下が改善度で、上に行けば行くほど改善度がいいということでありまして、最も重い一番右のグループの中にもかなり改善している方が個別にはいらっしゃるのを見てとれるところでございます。また、前回もお話を申し上げましたが、真ん中の緑色の分布図で、これは事故後の経過期間、左側に行けば行くほど事故後の経過が短いということでございますが、やはりこれは従来から考えておりまして、事故後の経過が早いほど改善の可能性が高いと。一方で、一番右側を見ていただきますと、入院時の年齢でございますが、これは統計上、必ずしも有意な差が出てこない。若いからよくなる、あるいは年配の方はそうではないということでも必ずしもないというような結果が出ています。

続きまして10ページをご覧ください。こちらが先ほど申し上げました新看護プログラムの導入の状況でございます。平成24年度は平成23年度よりもさらに増やして31名の方、これはまだ試行ではございますが行いまして、また、新たな基準に基づく改善割合について4つの機能に分けて行っておりますが、それぞれについて表にございますとおりの方々、全体では85%ほどの方が何らかの形での改善をされています。

下のレーダーチャートは、それぞれ別の方でございますが、それぞれの機能の中で、これはどちらかという改善が顕著であった方の例をそれぞれ挙げてございます。いずれに

しましても遷延性意識障害の方でございますので、例えば起居は①、②とございますが、それは端座位、お座りになられるまで、あるいは寝返りをされると。あるいは排泄機能における動作というのは排尿、排便における動作で、ご自身で少しでもそのようなことができるかと。あるいは摂食機能で口唇①、口唇②とございますが、これは取り込んだりそしゃくされるときに口を閉じることができるかどうかというレベルの話ではございますが、緑色がこの新看護プログラムを施す前でございます、赤い方はその後の改善状況ということで、偏りはございますけれども顕著な改善を見せている例もある、このようなことでございます。

私のご説明の最後に 11 ページでございます。(3) 介護料の支給等につきましては幾つか目標がございまして、まず介護料の支給につきましては、介護料受給者宅への訪問支援の割合を 40%以上とする、そして担当者の質の向上、また、短期入院・入所に係る助成の促進、そして交流会等の開催によりましてニーズに即した支援、以上によりまして評価度を 4.0 以上、このような目標でございますが、それぞれ訪問支援につきましては、そこに書いてございますとおり、年度計画の 40%を大幅に上回りまして 46.3%に当たる 2,139 人の方に実施いたしております。

下のグラフは件数でとってございますので、複数行かれた方はダブルカウントの件数でグラフは示してございますが、実質的にも 46.3%の大幅に上回る方に対して実施することができたところでございます。

また、全主管支所へのコーディネーターの配置によりまして、実施体制を強化いたしております。また、このコーディネーターは訪問支援、その他各様にわたる業務を行っております、そういう体制強化の影響もございまして、短期入院・入所促進のための助成につきましては対前年度で 30%近く増の 972 名の方々に、額では 5,300 万円を助成いたしております。

また、円滑な制度の運営、そして利用の促進を図るために、被害者団体の代表者の方を含めまして関係の病院等が集まった意見交換会を各主管支所で主催いたしまして、事例や情報を共有しております。

最後に、この交流会でございますが、これにつきましても前年度よりも 3 割近く増の延べ 62 回開催いたしました。おかげをもちまして、評価結果につきましては目標の 4.0 を上回る 4.33 をいただいたところでございます。

私からは以上です。

○徳永理事 最後でございますが、自動車アセスメントの評価でございます。目標につきましては⑤から⑧まで、年度計画としては4つの項目を挙げております。まず⑤が、下のほうに1として書いてございますが、後面衝突頸部保護性能、いわゆるむち打ち症の保護性能の試験速度の変更でございまして、ここにつきましては年度計画どおり実施したということで、試験速度を変更、32キロから36.4キロに上げましたということと、もう1つ、評価方法が今まで、色で分かれておりますが、4段階方式だったのを、レベル1からレベル5という5段階方式に変更しております。

1ページめくっていただきまして、13ページに、これが年度計画の⑥の予防安全技術試験導入のための基礎調査というところで、具体的には横滑り防止装置の評価試験方法の調査研究ということで、ここも年度計画どおり実施したものでございまして、具体的にはどのような試験を行うかという性能評価を行うために必要な実車試験を、圧雪路を模擬した路面で実施しております。具体的に言いますと、写真の右側の白い路面がございまして、ここが摩擦を非常に小さくした、いわゆる雪道を模擬した路面でございまして、ここでさまざまなデータをとっております。今後そのデータを分析し、どういう評価方法にするか等の検討は今年度予定しているところでございます。

3番目は、歩行者保護性能試験における試験速度の変更に伴う調査研究、これは当初年度計画では予定していなかったのですが、追加的に実施したものでございます。左下に自動車事故統計のグラフを挙げておりまして、赤い線が乗車中死者数、いわゆる車に乗っていて事故に遭って亡くなった人で、ブルーの線が歩行中死者数、これが車にはねられて亡くなった人ということで、平成20年でほぼ同数になりまして、それ以降は歩行者の死亡者数が増えているということで、歩行者対策の必要性がだんだん高まっております。そういう自動車事故死亡者の状況変化を踏まえまして、歩行者保護に関する2つの調査研究を追加で行っております。右下に載っております写真は、「歩行者頭部試験の様相」と書いてございますが、歩行者頭部保護技術基準の改定、これは試験速度を上げるということで、そのための調査を行い、今年度に変更を予定しております。また、ここには写真等は載せておりませんが、脚部保護技術基準の改定ということで、車にはねられるとまずバンパーで足のあたりに衝撃を受ける。その後、ひっくり返って頭がボンネットとかフロントガラスにぶつかるというような事故形態になるのが一般的でございまして、そういう意味で頭と足という2つの試験の制定を予定しております。足のほうにつきましては、この冊子の実績報告書の88ページあたりに写真が1つ載っておりますので、後ほど見ていただければと

思います。

もう1つ、4番目、これも追加的に行った試験でございまして、これは警視庁の調査によりますと、チャイルドシートの誤った取り付けが非常に多いということがございまして、チャイルドシートを誤って取りつくと事故時に幼児にどのような影響があるかという試験を実施しております。この試験結果につきましては今年度データを分析する予定にしておりますが、この試験のデータの収集とあわせて、今年1月17日、つくば市にございます日本自動車研究所の試験施設で公開試験を実施しました。そのときの模様を14ページの写真に載せておりますが、左上の写真がわざと誤ってチャイルドシートを取り付けて、車をぶつけてどういう挙動を示すかというのをやったもので、その他に、チャイルドシートを使わずに、実際に乗車している人が子供を抱っこした状態で急制動するとどうなるかというのを体験してもらおう等々を行い、メディアで非常に大きく取り上げていただいたものでございます。

その他、年度計画の中で、海外の関係機関との情報交換とか、タスクフォースにより外部評価を行い、結果を公表という部分につきましては本文に記載してございますので、説明は省略いたします。

私からは以上でございます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして何かご質問ございましたらお出しいただきたいと思います。お願いいたします。

いかがでしょうか。

では、3ページでご説明いただいた安全指導業務参入の状況ですけれども、これは累積の数字が出ているのかということが1つ、つまり現在もこの業者はこの業務を続けていらっしゃるかどうかの確認が1つと、平成25年は7月末現在ということですからまだ半分あるわけですけれども、今後の今年の予測みたいなものが既におわかりなんだろうかということ。

2点、すいませんがお願いします。

○小島理事 最初のご質問でございますけれども、累積数、その合計というグラフになっています。15者、24者が累積になってございまして、今まで参入された団体でやめられたところはございませんので、この15者、それから24者の組織につきましては現在も継続中ということでございます。

それから今年度、もう既に7月までの段階で8者、10者という参入状況がございすけ



れども、1 ページ前の 2 ページ目の下のグラフがございまして、参入をしたいとおっしゃっているところが 40 者、適性診断の場合では 39 者ございまして、したがってまだ参入を希望されている方はたくさんいらっしゃるということでございまして。それと、私どものほうにカウンセラーですとか、指導講習講師の要件研修の申し込みもたくさん来てございますので、今までと同様に参入をされる方が今後も出てくるのではないかと私どもは考えてございます。

○堀田分科会長 わかりました。

どうぞ。

○福井委員 この民間参入を支援するという行動の経緯ですが、どのあたりから、誰からおりてきたのか、また先ほど鈴木理事長がおっしゃったみたいに、今までの経験や知見を生かして指導というか、伝播させていくのだろうけれども、将来的にはどんなふうになるのでしょうか、さっきおっしゃったように先生の先生としての地位を保っていくのか、それともある程度たくさん参入があつて飽和状態になった場合、NASVA としてはこの分野から手を引くのかとか、いや共存していくほうがむしろみんなのためになるのかとか、そんな見通しなんかはどうなのでしょう。

○小島理事 まず、参入の経緯でございましてけれども、これは平成 24 年度から始まったということではなくて、既に従前から国土交通省から、参入を希望される民間は参入をぜひしてくださいということでホームページでも参入を呼びかけておりました。それで、昨年平成 24 年度の 4 月、5 月に国土交通省が主催をいたしまして、参入を促進するために説明会を行いまして、それが一番のインパクトになったと思っております。それによりまして、特に多いのは自動車教習所、あるいはトラック協会ですとか交通安全協会ですとか、そういったところが参入をされてきたというのが現状でございまして。

それから、そういった方々が参入してきたときに、NASVA は一体どういう立場でこれから安全指導業務に取り組んでいくかということでございましてけれども、まず「先生の先生」ということでございまして、まず民間と私どもが一緒になりまして全体の安全指導の裾野を広げていきたいと思っております。1 つの例といたしまして、これは千葉県の例でございましてけれども、千葉県は適性診断の受診率がなかなか上がらない県だったのですが、千葉県のトラック協会に一昨年の 10 月に参入していただきまして、平成 24 年度は 6,000 人ほどの方に、適性診断をやっていただきました。私ども NASVA の受診者は若干減りましたがけれども、NASVA とトラック協会を足した両方の合計の数が 1 年前を大幅に上回ったとい

うことで、これは裾野が広がったなということで大変いい例だと思っております、これからは私どもはそうしていきたいと思っております。あと、最後の質問でございますけれども、たくさん参入してきた場合に NASVA はどういう立場でこれから安全指導をしていくのかということですが、私どもは民間ではカバーできない分、例えば過疎地ですとか、それからあるいは民間の方ですから採算の問題や人の問題等で退出されることも当然あると思いますので、私どもはそういう意味で、ユニバーサルサービスと言っていますが、こういうサービスを受けられない方が出ないような体制だけはとっていかうと考えているところです。

○堀田分科会長 どうぞ。

○春日臨時委員 すいません、ちょっと遅れてきてしまったので、もう説明されたかもしれませんが、2 ページのカウンセラーの資格要件研修なんですけど、これは外部の機関のカウンセラーを育てると考えてよろしいですね。

○小島理事 はい。

○春日臨時委員 この育てたカウンセラーが、結果的によく働いて、7 ページのグループの中に入っているということはないんですか。そこを私はよく知りたい。育てたカウンセラーがほんとうに質的に非常に高いものを得たのかどうかということを知りたいんですけども。

○小島理事 まず1つ申し上げますけれども、7 ページ目のこれは ISO39001 でございますので、ここの企業と……。

○春日臨時委員 関係ない……。

○小島理事 適性診断に参入される組織とは別物でございます。

○春日臨時委員 別物ですか。これはいつも私言っているんですけども、この育てたカウンセラーが活躍しているかどうかということが問題なんです。

○小島理事 私どもの教育を受講されまして、その後適性診断のカウンセリングの件数を積み増しして、それで民間参入団体として適性診断を行ったり、指導講習の講師を行ったりされている団体がございます。その団体がどのような講習をやったり、あるいは適性診断をやっているのかということをお私どもで巡回をして、どういったような教育をされているのか、その辺を見させていただいて、意見交換をさせていただいて、先方さんでお困りの部分や、やってみてわかったという部分があると思いますので、そういった意見交換をやっていることが1つと、あともう1つは、適性診断につきましては私どもの i-NATS、

適性診断のための機器をお使いいただいておりますので、結果は私どもが行うのと同じ結果が出ます。これはプリントアウトされています。それに対するカウンセラーが先生のおっしゃるとおり一番大切なところをございまして、これにつきましても私どもで教育を繰り返し行うことで質を高めていきたいと思っております。

○春日臨時委員 その企業の安全度は、例えばヒヤリハットとか事故の確率ですか、パーセンテージ、件数でわかると思うんです。育てたカウンセラーが活動を始める前と後の件数の違いを見れば明らかにわかると思ひ、明確に出るかどうかわからないんですけども、そういうことを指導されるということも1つあるかなと思ひます。

○小島理事 はい。

○春日臨時委員 あともう1つはアセスメントのところなんですけれども、ここに書かれているかどうかはわからないんですが、先日見させていただいたところでは、評価をするユーザーの評価がちょっとポイントが下がっているということでしたんですけれども、デザインの的にちょっとわかりにくくなってしまったということで、その改善案は既にお出しになっているんですか。

○徳永理事 いや、まだそこは検討しております。

○春日臨時委員 そうですか。私は、去年これを変えられたときに……。

○徳永理事 失礼しました。新総合評価ということで、改善を行っております。

○春日臨時委員 せっかく去年、非常に新しくされて期待していたんですけれども、せっかくの改善が、ポイントが下がるということでは残念なので、ぜひその辺を改善していただきたいと思ひます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

どうぞ。

○林臨時委員 すいません。療護センターのことについてなんですけど、今回、8ページで脱却者数が療護センターで随分上がっていて、いろいろ活躍されていると思うんですが、この背景には一体どういうことがあると思ひれますか。

○平野理事 背景としては、全体としてはこの①から④にいろいろ取り組みまして、総合的な結果ということではありますし、あと個別のものとして、平成23年度に実は17名と少し少なかったんですが、これは年度末に退院できなかった方が3名いらっしゃったと。その3名分が上積みになっているということは確かにあります。ただ、例えば早い機会にセンターに入所していただくことによって改善の可能性が高まるというのが、これは経験

値的に出ておりますので、そういう意味で急性期あるいは途中段階の病院との連携を強化するとか、いろいろな取組みをやっておりますので、そういうことの効果がおかげさまで出たという理解をしております。

○林臨時委員 あともう1つなんですけれども、10ページで、新看護プログラムという形で試験的な導入が行われているんですが、平成23年が27名で、平成24年が31名で、これはベッド数からしたらどのぐらいの割合を試験的に行われているんですか。

○平野理事 これは実は予算面での裏打ちがまだ十分に得られておりませんので、試行の段階でございます。

○林臨時委員 ベッド数からしたら1割ぐらい……。

○平野理事 いえ、1割もいってはおりません。

○林臨時委員 いかない。

○平野理事 それに当たる場合に集中的に実施をいたしますので、看護師の労力はどうしても必要になると。ただ、全体としてこの療護センターにつきましてはコストが非常に増加しているという他方の指摘もございますので、その大きな要因は看護師体制であります。その兼ね合いの中で、当面このぐらいの数字をやった上でデータを整えて、再度財政局に対して本格的な実施ができるような予算配分をお願いしたいと、今、実はそういうお願いをしているところでございます。

○林臨時委員 ありがとうございます。

○堀田分科会長 よろしいですか。

どうぞ。

○有賀臨時委員 6ページ、ISO39001の件なんですけれども、ISOの基準を通るようなバスの会社やトラックの会社を増やしていこうというような、ある意味旗振りということになるんでしょうが、そういう業界の全体の状況がわからないので教えていただきたいんですけれども、6ページの四角の規格策定への貢献というところに、具体的には日本で運用実績のある運輸安全マネジメント制度と齟齬がないように以下の事項を日本より提案して、受け入れられて今に至っているんですよ。

○小島理事 はい。

○有賀臨時委員 つまり、法順守の重要性に関する条文だとか、緊急事態への準備云々だとか、ヒヤリハット調査の項目などは日本国における運輸安全マネジメント制度にはあるけれども、ISOにはなかったということですね。

○小島理事 全くないということではないのですけれども、例えば外国は幾つもの国が集まりますので、日本ですと道路運送法ですとか、あるいは貨物自動車運送事業法ですとか、こういったような法律に裏づけられた部分がかかなり運輸安全マネジメント制度の中に入っております。道路交通法といったものが全ての国にあるというふうにはありませんので……。

○有賀臨時委員 それで、ISO を使うことそのものは別に悪いことではないと思うんですけれども、これについては例えば、私たちの国の病院などでやりますけれども、インターナショナルのクオリティーを図るような方法論は実はあるわけですよ。差別化を図るためにわざとそれを受けるような病院がないわけではないんですが、基本的には日本国で開発されて、そしてそれが少しずつバージョンアップする、そういうものを使うというのが私たちの業界では一般的なんですよ。

ISO の旗を振るという話、私たちの国の運輸安全マネジメント制度とそごがないように頑張るという話は、つまり私たちの国のこの面における今までの作業とどういう位置付けになって、どういう意義があるんですか。つまり、人がやっていないことをやれば目立つという話でいけば、ISO に関しては今までやっていなかったのが目立つといえば目立つということなんだろうが、私たちの国にとっては何がどうよくなるんですか。

○小島理事 まず、ISO は運輸安全マネジメントの対象にならない、例えば道路会社、高速道路会社ですとか、それからあと保険会社ですとか、そういったようなところも ISO39001 は対象になりますので、こういった運輸安全マネジメントに該当しない企業も取ることができるというところがまず1つございます。

それからあと、運輸安全マネジメント制度と ISO39001 とで、例えば内容がもし違う場合どちらをとるのだという場合もございまして、それで齟齬のないようにという書き方をさせてもらったのですけれども、あと、バージョンを上げていくよということについては、国内の運輸安全マネジメント制度は既に2006年からスタートしているものでございまして、これは国内の運送事業者を中心に広まっているところですから、これはこれで私どももこれからも運輸安全マネジメントについての講習会もやりますし、セミナーもやりますし、その一方で ISO39001 も国際規格でございまして、例えば海外に今後進出される方ですとか、そういったような方々にとってもこれはかなり有効な安全マネジメントのシステムではないかということで、私どももこれからも広げていきたいと思っております。

○有賀臨時委員 海外に出かけていくと、アジアの国々なんかもヨーロッパに留学していた人たちが盛んに自分たちの国の企業の面倒を見ようと思うと、ISO という話はよくわかるんですけども、それはそれとして、ISO は ISO で私はいいと思うんですが、今言ったもともと運輸安全マネジメント制度の対象にならないような企業ですか、事業体というんですか、そういうふうなものを含めた私たちの国全体の底上げをするような、例えばどこかの幼稚園のバスが走っていますよね。ああいうふうな幼稚園のバスの話はどう考えてもシンガポールへ出ていくという話はないわけですので、ですからそういう意味では日本国のものを最初につくろうという話はなかったんですか。いきなり ISO に飛びついたわけですか。そこら辺を考えるプロセスがどうなっているのかなと聞いたかったので、それで私たちの国全体を考えたときにどうなるのかという話を。

○小島理事 おっしゃるとおりで、それまで、この ISO をスウェーデンが提唱する 1 年以上前から日本では既に運輸安全マネジメントシステムが発行されて……。

○有賀臨時委員 発行されていたんですけども、今までだと対象にならない企業体がいっぱいあるわけですね。

○小島理事 いっぱいございます。

○有賀臨時委員 だから、それを一緒にやれるような仕組みをつくろうという話は、おそらくそういうふうな動きも私は自然ではないかなと思ったので、どうなんだろうというだけの話です。

○小島理事 もう 1 つの違いは、ISO39001 は認証制度でございまして、これは義務はございません。それこそ希望するところが取るという形になりますけれども、運輸安全マネジメントシステムにつきましては、所有する車両の台数ですとか、これはもちろん事業用の自動車に限りますけれども、こういったようなものについて義務づけがございまして、この辺がまた 1 つ違うのかなと思っています。

○有賀臨時委員 だから、クオリティーをよくしようと思うときに、今言った法律を使ってやるのか、または業界団体そのものがそれとは無関係にと言ったらおかしいですけども、例えばバスだったら乗る人たち、トラックだったらトラックで運んでもらう人たちが、より安心できるような形で自分たちを表現しようと思えば、法律とは無関係に ISO のことをやっていいわけですね。それはまさに私たち日本国における病院がやっているわけです。ですから、そういうことはあっていいのではないかなと思うんです。

ISO ですから、おそらくクオリティーはすごく高いところも、それから比較的厳しいと

ころも通るんですね。つまりベクトルの向きが上を向いているということがあれば取れるわけなので、ISO そのものは。上もちょっと頑張るぞということであれば取れるし、比較的低いところも頑張るぞで取れるという仕組みなんですよ。だから今言ったみたいに頑張るぞというところではなくて、もうちょっと全体としてこうだねという第三者的な評価をしたときに、法律は無関係にですよ、ここら辺のレベルでみんな走れるよねということ私たちの国の状況から考えるというようなことはどういうふうなことなのかなと思って、一生懸命聞いているんです。

○鈴木理事長 ちょっと宜しいですか。そもそも運輸安全マネジメントシステムは、国交省が中心になって検討した際に、ISO9001 (品質) をベースに作り上げたものです。その後、道路交通安全マネジメント ISO39001 の発行に向けての議論を重ねていくことになりました。日本は2年ぐらい遅れて参加したのですが、実際には、当方はプロの運送事業者が中心で対象が狭く、それに比べ ISO39001 は、対象者も非常に広範囲で、ただいま先生がおっしゃったとおりなのです。しかし当方としては、日本で折角できたシステムは、もともと ISO をベースに作成されており、ダブルスタンダードで2つ出来るよりは1つのほうがよいと考えました。そこで、積極的に種々の意見・提案を行いました。その結果、我々がやっている運輸安全マネジメントはなかなか素晴らしいということで、これをベースに採用しましょうということで、図らずも、我々が中心になってリード出来たということなのです。

ただ、当方の場合は、プロを対象にしていますので、法律に基づいて内容もしっかり決められていますが、ISO の場合は、任意ですから、対象も非常に広く、かつ、事業所1つだけが対象でも良いというように、自由度があるのです。ですから委員のおっしゃる幼稚園のバスも、日本国内の全ての対象者を包含できるという意味では、正に委員のおっしゃるとおり幅広い制度として出来上がっております。要するに、我々がやっていた運輸安全マネジメントシステムのレベルが非常に高いということで、基本的にはそこが中核になって幅広い制度ができてきたというのが実態でございます。

○堀田分科会長 どうもありがとうございました。

○平野理事 すいません、訂正と補足をよろしいですか。

○堀田分科会長 短くお願いします。

○平野理事 先ほど、林委員から新看護プログラムの実施率1割に対して超えていないと申し上げたのですが、実際には1割を若干超えております。すみませんでした。また、退

院者との見合いであれば3割以上ということになります。

補足でございます。恐縮です。経費削減のところで、私、一般競争入札の促進の話を全くしなかったのですが、実はそれはかなりやっております。それについて、対象となる経費の中で、全体で見ますと8件の一般競争入札をこの期間にやっております、落札率で申しますと73.6%。執行金額で申しますと、2,300万円程度見積りよりも、予定価格よりも少ないということになっておりますし、その前年に入札を行ったものもこの年度のものに含めると68.4%の落札率で、3,100万円程度の額が少なくなったということでございますので、このあたりも削減の背景としてはございます。

恐縮でございました。

○堀田分科会長 それでは続きまして、議題2「(2)平成24年度財務諸表」につきまして審議いたしますが、これにつきましては主務大臣が承認するに当たり、当委員会の意見を聞くこととされておりますので、NASVAからご説明をいただくことにします。

それでは資料2に基づきまして、ご説明をお願いします。

○平野理事 それでは平成24年度の財務諸表についてご説明いたします。最初に1ページの貸借対照表、資産の部をご覧ください。Ⅰの流動資産は123億円、Ⅱの固定資産は117億円、資産合計は右下の240億円になります。うち、流動資産の主なものは貸付金101億円、貸付引当金の控除額は79億円でございます。これは交通遺児等への貸付金のうちの一般債権及び貸倒懸念債権でございます。また、有価証券25億円につきましては、1年以内に満期が到来する国債9億円及び譲渡性預金16億円でございます。貸付業務勘定における当面の余裕金の運用を図るために取得してございます。

次に、固定資産のうち、1有形固定資産の主なものは建物45億円、土地35億円でございます。いずれも療護センターの施設及び土地でございます。また、3投資その他の資産の主なものは投資有価証券7億円でございます。流動資産と同じく、余裕金の効率的な運用を図るために取得しました国債のうちで、1年以上先に満期のあるものを計上しております。

投資その他の資産に計上しております破産債権等3億円につきましては、破綻または実質的な破綻に陥っている債務者に対する、これは貸付金の債権でございます。貸倒引当金を引当率100%で計上してございます。なお、明細が15ページ、16ページでございます。

続きまして、2ページの上段でございます。まず、負債の部をご覧ください。Ⅰ流動負債は29億円、Ⅱ固定負債は111億円、中ほどの負債合計は140億円になります。うち、流



動負債の主なものは1年以内返済予定長期借入金14億円でございまして、交通遺児等貸付資金に充てた政府からの借入金のうちで、1年以内に償還期限を迎えるものを計上しております。

次に、固定負債の主なものは長期借入金99億円で、同じく政府からの借入金のうち、1年以上先に償還期限を迎えるものを計上しております。

貸借対照表の最後は2ページ下段の純資産の部でございます。Ⅰの資本金は132億円でございます。増減はございません。Ⅱの資本剰余金及びⅢ利益剰余金を加えました純資産合計は下段の100億円。中段の負債合計と合わせた負債純資産合計は右下の240億円となります。

なお、Ⅲの利益剰余金に、当期末処分利益として4,000万円を計上してございます。これについては次の損益計算書によりご説明をいたします。

それでは3ページの損益計算書をご覧ください。当期経常費用の合計額が中段にございます118億1,000万円に対しまして、経常収益の合計額は下段の118億4,000万円でございます。差額の経常利益3,000万円を得ております。これに臨時損失及び臨時利益でございます固定資産除却損及び固定資産売却損を加味しました当期純利益が3,000万円。さらに、前中期目標期間繰越積立金取崩額1,000万円を加えた当期総利益は右下の4,000万円となり、これが先ほどの当期末処分利益となっております。

当期の総利益につきましては、主として貸付業務勘定に係る国債等の有価証券の受け取り利息による収益でございまして、会計基準等に示されている経営努力基準には該当いたしません。そのため、5ページにございますが、「利益の処分に関する書類（案）」のとおり、積立金として整理することといたしております。

続きまして、4ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。当機構の年間の活動状況を資金の流れから捉えてございます。したがって、下のⅥ資金期末残高13億6,000万円につきましては、先ほどの貸借対照表の現金及び預金の額と一致をいたしております。

続きまして、6ページになりますが、行政サービス実施コスト計算書をご覧ください。当機構の業務に関しまして、国民の負担に帰せられるコストを示してございます。Ⅰ業務費用の損益計算書上の費用118億円から、適性診断手数料収入等の収入24億円を控除いたしました業務費用合計、これが中ほどの94億円でございますが、これにⅡの損益外減価償却相当額8億円、Ⅵ機会費用1億円等を加えました当期の行政サービス実施コストにつき

ましては、右下の 102 億円でございます。適性診断手数料収入が 1 億円増加いたしましたこと、国債の利回りがこの時点で下落いたしております、機会費用が 1 億円減少等したことによりまして、前年度との比較では 3 億円の減少となっております。

以下、7 ページから 13 ページは注記事項で、重要な会計方針等を記載してございます。また、14 ページから 23 ページまでは附属明細書でございまして、1. 固定資産の取得等の明細等財務諸表の内訳明細、及び 22 ページ、23 ページにございます「12. セグメント情報の開示」を記載しております。以上が財務諸表の概要でございます。

続きまして、24 ページ以降は添付書類でございまして、24 ページから 42 ページまでは事業報告書でございます。これは先ほど業務実績報告書による説明がございました。

次に 44 ページでございます。決算報告書は 46 ページに中身がございまして、国の決算と同様に、予算の区分に従った場合の収入及び支出を記載いたしております。

最後に 48 ページ、「監事の意見」につきましては、50 ページにございまして、監事意見書の写し、52 ページの「会計監査人の意見」では、54、55 ページにございまして、独立監査人の監査報告書の写しを添付いたしております。いずれにおきましても財務諸表等は法令に適合し、適正に表示している旨のご意見をいただいております。

ご説明は以上でございます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。それでは、平成 24 年度財務諸表につきまして、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思っております。

特にございませんか。

特にございませんというようですので、それではただいまの財務諸表に関しましては、国土交通大臣に対する意見はないということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀田分科会長 ありがとうございます。それでは、この件につきましては意見なしということで委員長に報告させていただきたいと思っております。

続きまして、議題 2 の (3) に移らせていただきます。NASVA の監事の方から、監事監査の結果につきましてご報告いただきたいと思っております。

○野田監事 監事の野田でございます。平成 24 年度の監事監査の結果について報告させていただきます。使います資料は資料 3 の自動車事故対策機構監事監査報告書及び今ご覧いただいた財務諸表の 50 ページの監事意見書であります。

まず、資料 3 の監事監査報告書をご覧いただきたいと思っております。1 ページ目には監査の

目的、範囲、方法について記載をさせていただいております。2 ページ以降、監査の結果という体裁になっております。

まず、目的としましては、独法の通則法第 19 条、あと NASVA の監事監査要綱第 2 条に従って、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として実施しております。

実地監査については本部を毎年、主管支所を 2 年毎、支所については 3 年毎のサイクルで実施しております。その最後のページを見ていただきますと、平成 24 年度の監事監査の実施状況を載せてあります。主管を 4 カ所、支所 13 カ所、本部 18 カ所を 30 日で実施しております。経理の内部監査と連携をとるということと、現地の負担軽減のため、主管支所については経理の内部監査と時期を合わせて実施しております。5 月から 11 月にかけて実地監査を行って、その結果を踏まえて 12 月に本部監査を実施しております。実地監査で気になった点等については、毎月 2 回開催されている理事会及び 3 カ月毎に行っている理事長と監事の意見交換会にて報告をさせていただいております。

会計につきましては、資料 2 「財務諸表」の 50 ページ、監事の意見書に記載のとおりでありますけれども、あずさ監査法人と連携して年度初めに監査計画の説明を受けるとともに、最終結果の報告を受け、財務諸表及び事業報告書、決算報告書の検討の参考とさせていただきました。監査結果としては、財務諸表は会計基準に準拠し、各状況を適正に示しており、利益の処分に関する書類は適法であり、事業報告書、決算報告書は各状況を正しく示していることを確認いたしました。

また資料 3 の監事報告書に戻っていただきまして、2 ページ以降の監事監査の結果というところですけれども、業務につきましては実地監査のほか、理事会その他重要な会議に出席を行い、業務の執行状況の報告を受け、重要な決算文書の回付を受けております。各業務については、中期計画・年度計画に基づき実施されているものと認められます。理事長等の職務の執行に関する不正の行為や法令に違反する重大な事実は認められません。

その後、監事として特に監査上留意した点については、主な監査項目として報告させていただいております。中期年度計画では、全体として計画を概ね達成していると判断しております。安全指導業務での民間参入、被害者援護業務での重点化と深度化及び広報、組織合理化の取り組み推進状況について、継続にトレースを監事としては行っております。人材育成の面では、特に昨年、今年含めて新規採用が増えておりますので、NASVA の使命を担える中期計画を超えた、長期の視野での人材育成の取り組みが重要であるかと思っております。

契約の透明性・公平性については、1,000万円以上の契約については回付を受け、点検しており、また、契約監視委員会での意見を受けた対応もされていると確認しております。

内部統制の体制強化の面では、内部ガバナンスの強化、内部統制システムの構築、法人の長である理事長のリーダーシップの発揮という重要性の認識はなされております。幾つかの課題を指摘しております。コンプライアンス委員会の定期開催、個人情報管理の徹底、内部監査機能の充実という点であります。

大規模災害の取組みについては、昨年度、職員安否確認システムの導入がなされました。これだけではなくて、さらに各事業所に来訪される方あるいは講習会場に来られる方、業務に従事しているNASVAの職員の安全確保の面、あるいは介護料の支払い、義務診断などの基幹業務の事業継続という意味で、それにプラス保有する電子データの安全確保の点からは、継続して取り組む必要があると思っております。

以上です。

○堀田分科会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、何かご質問ございましたらお出しいただきたいと思えます。

○福井委員 3ページの④大規模災害の上です。経理部門と文書管理以外の業務に関する内部監査機能が明確ではない、でも現組織要員構成を見ると独立監査部門の存在は難しいので、その代わりというのが2行ですよね、業務指導的なチェック体制を云々のところですけれども、このところの実現性はどうなんですか。

○徳永理事 これは監事から指摘を受けて、まだこれからの検討課題だと認識しております。

○福井委員 はい。

○堀田分科会長 よろしいですか。

その他いかがでしょうか。

○野田監事 ちょっと補足しますと、現在、業務指導的なものとしては人事総務系で監事監査を行った先について、サンプルですけれども、追加で業務指導という面でチェックを行っております。それはあくまでもサンプル的なものですので、それをもう少し定型なものプラス自己点検システムみたいなものをまず構築して、そのシステム自体がきちんと機能しているかどうかを自己チェック、全体で回すようなサイクルを構築できればいいのではないかとこの部分を提案させていただいております。

○福井委員 はい。

○堀田分科会長 ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、それでは次に移りたいと思います。

続きまして、議題2「(4) 不要財産に係る国庫納付について」ということでございますけれども、主務大臣が認可するに当たり、当委員会の意見を聞くこととされておりますので、引き続きNASVAからご説明いただきたいと思っております。

○平野理事 恐れ入りますが、資料4をご覧くださいますと、資料4及びその別添に当理事長から国土交通大臣宛ての国庫納付の認可申請がございます。この認可申請の次に1枚紙がございます、ここに趣旨の説明がありますので、ご覧いただきたいと思っております。2にございます「検討を要する財産」、これはこれまでに運営費交付金によって借り上げておりました事務所でございますとか宿舎に対して敷金等を入れておりましたが、これが借り換え、解約等によりまして終わった際の返戻金、これを資本剰余金として、これまでに1,700万円ほどたまってございます。これを預金等として留保してございますが、これにつきましては今後新たに差し入れる敷金、3でございますが、また、引き続き療護センターの運営に必要となる、回転のためのお金が必要でございますので、そういう趣旨で保有をしておりました。しかしながら、1に書いてございますとおり、平成22年度に通則法が改正されまして、また、閣議決定におきましても必要性があるか、必要な場合でも最小限のものになっているかについて厳しく検証し、速やかに国庫納付を不要と認められる財産については行うというような方針が示されましたので、再度検討いたしました結果、これらについては必要性が認められると認識してございましたが、本来、国へ返還すべき性格のものということで、厳しく判断して、国庫納付させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○堀田分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問ございましたらお願いいたします。

確認なんですけれども、資料の2にある一覧ですが、この合計が1,715万円ということですよ。

○平野理事 おっしゃるとおりでございます。

○堀田分科会長 これを一括して返すということ。

○平野理事 そのとおりです。

○堀田分科会長 そういう意味ですか。わかりました。今までのものを。

○平野理事 おっしゃるとおりです。留保してございましたものを、精査した上でお返しいたします。

○堀田分科会長 わかりました。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの不要財産に係る国庫納付に関しまして、国土交通大臣に対する意見はないということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀田分科会長 それでは、この件に関しましては意見なしということで家田委員長にご報告させていただきます。

今後の手続につきましては事務局からご説明いただきたいと思います。

○小守谷被害者保護企画調整官 今後、財政当局と協議を行いまして、協議が整い次第、認可することとなります。これを受けまして、法人は国土交通大臣の指定する期日までに国庫納付をすることになります。

以上でございます。

○堀田分科会長 それでは、傍聴いただいている方、また、NASVA の皆さんはここで一旦ご退席をお願いしたいと思います。なお、NASVA の方には当分科会の評価が決まりましたらお伝えいたします。必要に応じて評価の審議中に追加質問をさせていただく場合もありますので、別室にてしばらくお待ちいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(NASVA、傍聴者退室)

○委員 それでは、引き続きまして平成 24 年度の業務実績評価をしたいと思えます。この評価の進め方につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局 評価の進め方の前に、2 点ほどご報告と説明をさせていただきます。1 つ目は本評価に先駆けまして、本年 7 月 16 日から 29 日までの間、国交省のホームページに平成 24 年度業務実績報告書を公開しまして、広く国民の意見募集を行ったところでございますけれども、その結果、意見はございませんでした。

2 つ目になります。独立行政法人の給与水準につきましては毎年 6 月末に国交省と独立行政法人のホームページにて公表しております。業務実績において厳格なチェックをいただくことになっております。具体的には参考資料 11 の 6 ページの中ほどに、国との比較について国とおおむね同等の水準となっており、引き続き国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組むこととされております。

続きまして、評価の進め方について説明させていただきます。まず、具体的な業務実績評価の審議方法につきましては、参考資料6の「業務実績評価の審議方法について」のとおり、事前説明における各委員の評価について、3分の2以上の評価が一致した場合、すなわち5名以上が同評価となった場合には当該評価を採用し、それ以外につきましては審議項目としたいと思っております。ただし、5名以上が同評価となった場合でも、委員のご指摘等がございましたら審議することといたします。

次に、業務実績の評価の方法につきましては、参考資料7-1の業務実績評価に関する基本方針、参考資料7-2の判断基準に係る指針に基づいて行われることとなりますけれども、これらを簡単にまとめた参考資料7-3がございますので、こちらを参照いただければと思っております。本基本方針においては、資料1「平成24年度業務実績報告書」を基に、中期計画の達成に向けた実施状況につきまして、業務運営評価としてSからCまでの5段階による個別項目の評定を行い、各項目ごとの項目数の分布状況を把握し、その上で総合的な視点から法人業務の実績、業務の改善に向けた課題、改善等を踏まえて総合評価を行うこととされています。

また、平成24年度の業務実績の評価に当たりましては、政策評価・独立行政法人評価委員会、政独委から出されております参考資料8「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、参考資料9「平成23年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」、参考資料10「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」など、これまでの政独委の意見を踏まえた評価を行うことが求められております。特に政独委による平成24年度業務実績の二次評価に当たりましては、人材育成業務、検査・試験評価等業務、内部統制、保有資産や同委員会の類似の指摘、政府方針、会計検査院による指摘事項について重点的にチェックすることとされております。

NASVAにつきましては、内部統制、保有資産、そのほか指導講習、適性診断、安全マネジメント、自動車アセスメント、これらが該当いたしますので、本分科会での評価に当たりましてもご留意いただきますようお願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○委員 わかりました。それでは、評定を行ってまいりたいと思っております。評価の分布状況及び評価調書の案につきまして、まずは事務局からご説明いただきたいと思っております。全体で23項目ありますので、幾つかにまとめて説明していただいて、それについてそれぞれ一括して審議をするという形で進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、事務局から平成 24 年度の業務実績の事前の評価結果の状況につきまして、先ほどの 7 名の委員のうち 5 名以上の評価が一致した場合にはそれを仮の評価とするというルールに基づきまして、分科会としての評価案をご報告いたします。

資料は 5－3 をご覧願います。

○委員 5－3 ですか。

○事務局 はい。よろしゅうございますでしょうか。一番左側の項目のナンバー順にご報告いたします。まず、業務運営の効率化に関する項目 1 から 7 について報告いたします。1 ページの項目 1 は組織運営の効率化でございまして、委員 7 名全員の A 評価をいただいておりますので、分科会としての評価案は A ということでございます。

項目 2 は、人材の活用でございまして。こちらにも 7 名全員の A 評価をいただき、分科会としての評価案は A でございます。

項目 3 は、業務運営効率化のうち安全指導業務の効率化でございまして。委員 7 名全員、A 評価をいただきまして、分科会評価案は A でございます。

項目 4 は、業務運営効率化のうち療護施設に関するものでございまして。7 名全員の A 評価をいただき、分科会の評価案も A でございます。

それから 2 ページの項目 5 につきましては、業務運営効率化のうち交通遺児等への生活資金の貸し付けでございまして。7 名全員の A 評価をいただき、分科会の評価案は A でございます。

項目 6 は、業務全般の業務運営の効率化でございまして。こちらは S 評価の委員が 3 名、A 評価の委員が 4 名ということで評価が分かれておりますので、こちらについてはご審議をお願いしたいと存じます。

項目 7 は、内部統制の充実・強化と、情報セキュリティ対策の推進でございまして。A 評価の委員が 6 名、B 評価の委員が 1 名ということで、5 名以上の方が A 評価となっておりますので、分科会の評価案は A 評価となっております。

以上、業務運営の効率化に関する項目の報告でございました。

○委員 ありがとうございます。そうしますと、今のご説明によりますと、ナンバー 6 の業務全般の項目につきまして意見が分かれているということでもありますので、ここを中心に審議をしてみたいと思います。

いかがでしょうか。先ほどの NASVA からの資料によりますと、これでは 1 ページのこの表に関係するところですね。



どうぞ。

○委員 私はA評価でいいのではないかということなんですが、その理由としては、一般管理費、確かに率に直しますと非常に大きい数字が出るんですが、2,900万円という数字、それで内容が先ほどのご説明でもあったように、パンフレットの作成が翌期にずれているということで、これが中期計画期間全般を通してなくなった費用ではないと思われまして、費用は削減していく努力はどんな組織体でも非常に必要なことですので、もう少し様子を見て、年度で非常に大幅な削減をなさればそういう評価をすればいいのではないかということなんです。

それで、業務経費のほうも、多分、自己評価のS評価とする理由というところに、賃借料、i-NATSを導入したことで場所が要らなくなってというところは前期のことを書かれていて、当期にそれは前期に評価をしているというところが強いので、それも含めてやはりこういった費用項目に関することは、一期一期でSというのはあまりないのかなという気がいたします。

○委員 ありがとうございます。その他、ご意見どうでしょうか。

どうぞ。

○委員 お金のことなので、不断から仕事ぶりの中であまり身近なテーマではないんですけども、月2回にしろ年2回ぐらいにしろ、学校法人の理事としていろいろな表を見ることがあります。それから、この4月から私、看護学校の校長ということで、その担当理事もやっていますが、やはりこういうふうな話はあまりにも当たり前過ぎて、優れているよという範疇に入らないんです。だから、着実にやっているという意味においては、私はAでいいと思うんですけども、こういう状況でSに付けて、来年もS、その次もSという話では私はないのではないかなとある日、あるときのSという話はあってもいいと思うんですけども、こういうふうなベクトルは今後とも同じような形で続けていくのではないかなと思って、Aではないかなと思う次第です。

分科会長に全部お任せします。

○委員 こういう数値の目標の立て方が果たして妥当だったかどうかということはなかなか検証しにくいわけです。つまりは目標が達成できるところに目標値を定めると。低めに目標値を定めれば、ちょっと努力をただけで数字はよく見えることになりがちなので、法人としては、ここは強調されたいという気持ちもわかるんですけども、その辺が特段の努力の結果として評価できるのかどうかというところがありますね客観的になかなか難

しいという印象がございます。

数字だけ見ると確かに結構大きな数字で、努力したというふうにも見えるかもしれませんが、評価もほぼ真二つに割れているということと、Aのほうが多少多いということもありますし、ここは保守的に見ることにして、Aということではいかがでしょうか。もしよろしければAということで。

(「異議なし」の声あり)

○委員 それでは、Aにさせていただきたいと思います。

その他は問題がなかったようでしたので、続いてお願いいたします。

○事務局 では、資料、また5-3に戻りまして、業務の質の向上に関する項目8から20について報告いたします。3ページ、項目8になりますけれども、安全指導業務における民間との協同や参入支援でございます。S評価の委員が6名、A評価が1名ということで、5名以上の方がS評価になっておりますので、分科会評価案はS評価となっております。

項目9は、安全指導業務の改善や評価度合いでございます。こちらは委員7名全員のA評価をいただきまして、分科会としての評価案もAでございます。

続きまして4ページ、項目10は安全マネジメント制度の浸透・定着、事業者支援でございます。こちら7名全員のA評価をいただきまして、分科会の評価案はAでございます。

項目11は、IS039001の策定への貢献や事業者への浸透でございます。S評価の委員が6名、A評価が1名ということで、5名以上の方がS評価となっておりますので、分科会の評価案はS評価となっております。

項目12は、療護施設の設置・運営のうち、質の高い治療看護の実施、高度先進医療機器の更新、それから委託病床の充実による脱却者の増加でございます。7名全員のA評価をいただきまして、分科会の評価案はAでございます。

続きまして項目13、療護施設の周知、治療・看護技術の普及、それから在宅介護支援でございます。こちら7名全員のA評価をいただきまして、分科会の評価案はAでございます。

○委員 これ、見ればもうわかるではないですか。ずっと読まなくても。齟齬のあるところだけすればいい。

○事務局 議事録にも残すということで、すいません。

○委員 いや、別の独法のものでは効率的にやっていました。

○事務局 そうですか。わかりました。

項目 14 は 7 名全員の S 評価をいただきまして、分科会の評価案も S でございます。

それから 7 ページ、項目 15、16、それから 17、18、こちらも 7 名全員の A 評価をいただきまして、分科会の評価案は A でございます。

それから次のページです。項目 19、20、こちらも 7 名全員の A 評価をいただいておりますので、評価案は A でございます。

以上、業務の質の向上に関するご報告でございました。

○委員 ありがとうございます。今回のところでは、ほぼ多数が一致している形でありますので大きな問題はないんだろうということでありますけれども、法人が出してきている自己評価に対して、委員の先生方は A という 1 つ下げた評価になっているところが 2 か所ありましたということであります。この辺につきましても、これでいいと私は思いますけれども、法人の主張が正しく酌み取れていけばいいなということだけは思いますが、私としては問題ないのではないかなと理解しています。

それと、やはり先ほど、委員がご指摘になられていました ISO の観点なんですけれども、これは確かに大事なイニシアチブをおとりになっているんだということではあるんですが、どのぐらいの意味のあることなのかというのは今ひとつ、先ほどの問答では理解できなかった面がございました。安全基準が世界基準になるというわけですけれども、実感がなかなか持ちにくいといいたいまいしょうか、まずは日本で徹底したところを進めるべきで、それと国際標準というところに NASVA がどのぐらいの形で関与していくのか。方向性は悪くないと思うんだけど、それが我々にどうフィードバックされていくのかということも含めて、少し経緯を見たいと思います。

どうぞ。

○委員 と思います。同じくですね。

○委員 そうですか。

よろしければ、評価項目最終欄のところにありますところを採用したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員 それでは最後、お願いいたします。

○事務局 それでは最後、9 ページでございますけれども、項目 21、22、23 ですね、こちらは 7 名全員の A 評価をいただきまして、分科会の評価案は A でございます。

以上で各項目の評価案について、報告を終わります。

○委員 ありがとうございます。最後のところに関しましては問題がなさそうでありますので、このまま採用したいと思います。

そうしますと、集計いたしますとどうなりますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。ただいまの審議の結果、業務運営評価につきましては、評点の分布状況は全 23 目中 S 評価が 3 項目、A 評価が 20 項目ということになりました。

続いて、総合的な評点につきましては、以上の評定を踏まえまして、評価の要点、業務運営に対する意見等を記載して、業務全体としましては A 評価としております。

○委員 それでは、ただいまの説明につきまして、事務局の説明どおりでよろしいということでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員 それではそのようにさせていただきたいと思います。

なお、各委員からいただきました評定理由に関するご意見や評価項目に関するご意見の取り扱いにつきましては私にご一任をいただきまして、評価調書としてまとめさせていただき、家田委員長にご報告したいと考えております。よろしく申し上げます。

それでは次に、政独委より示された参考資料 8 の評価の視点及び参考資料 10 の具体的取組みを受けた対応に関して、その実績及び当分科会としての評価について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 資料は 5-2 になります。こちらの資料は、平成 24 年の業務実績評価調書の別紙として添付することになるものでございまして、本資料の内容につきましては、評価調書に記載のとおりのもので、適切に実施されているもの、今後適切な対応が求められるもの、該当しないものということございまして、事前に説明をさせていただいたとおりでございますので個々の説明は割愛させていただきたいと存じます。

○委員 ただいまの件につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、本資料を平成 24 年度業務実績評価調書の別紙として添付することにいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員 それではそのようにさせていただきます。

この後は NASVA に再び入室していただき、評定結果を伝達したいと思います。

呼んできてくださるんですか。

- 事務局 今、呼んできております。
- 委員 ありがとうございます。
- 先ほどのところのこの空欄に3と20を入れて伝達するというのでいいですね。
- 事務局 はい。
- 委員 ちなみに去年は幾つでしたか。
- 事務局 去年はたしか4つだったと……。
- 事務局 項目数が減ったので。
- 委員 項目数は減りました……。
- 事務局 今回、合理的にやろうということでかなり減らさせていただきましたので。
- 委員 減らしたんですね。
- 事務局 34項目あって、Sが5で、Aが29です。
- 委員 わかりました。
- 委員 同じですね。
- 事務局 同じです。
- 委員 集計するとえらく厳しくなる印象なので確認しました。
- 委員 でも、Aというのはいい評価ですからね。ちゃんとやっているという評価ですから、Sがあまり多いというもおかしいんですよ。ちゃんとやるべきことをやっていて、それ以上に非常に優れているという評価をするところというのは、こういう法人はなかなか難しいと思います。
- 有賀臨時委員 先生ね、この間、千葉療護センターへ見学に行った際に、ワンフロア方式でやっていたではないですか。
- 堀田分科会長 はい。
- 有賀臨時委員 男性と女性と一緒にいるんです。一般の病院では男性と女性に分けるんです。どうにもならなくなれば一緒にすることは全くないわけではないですが、子供さんも大人と一緒にすることはあまりないんです。子供さんのところにもし大人を入れるとすると、お母さんというか、女性を入れることはあるんです。
- 福井委員 そうですよ。
- 有賀臨時委員 実は歩きながら婦長さんに、男性と女性と一緒にすることをよしとするその考え方は一体どういう思想によるのかと聞いたんです。考えたこともないみたいな感じでね、そのときは。療護センターのこの方法はそういう意味ではある意味突出した興味

深さがあるんですよね。

○堀田分科会長 おもしろいんですか。

○有賀臨時委員 ええ、だから何かのときに、意識障害だからいいのかという話になってしまうんですよ。

○福井委員 ですよ、ほんとう。

○友永委員 そうですよ。

○有賀臨時委員 だから、女性のジェンダーを考えたときに、男性もそうですけれども、一緒くたにするというのはやっぱりまずいということでやってきたわけですよ。だから、そこのところが非常に興味深かった。

○友永委員 でも、なるべく隣は、女性は女性みたいな感じにやっていたらいいですね。

○有賀臨時委員 やってはいましたけれどもね。

○友永委員 だけどね、どこかでぐちゃぐちゃになってしまいますもんね。

○有賀臨時委員 お隣がきっと出ますからね。そこのところが興味深いなと思いました。

○友永委員 確かにおっしゃるとおりですね。

○福井委員 言わなくても感じているかもしれないし。

○有賀臨時委員 だから……。

○林臨時委員 でも、そうしたら ICU なんかも男女一緒ですよ。

○有賀臨時委員 だけど、要するに ICU は通過する場所ですからね。

(NASVA 再入室)

○委員 それでは、本分科会の結論が出ましたので、私から代表いたしましてご報告いたします。平成 24 年度業務実績評価につきましては、全 23 項目中 S が 3 項目、A 評価が 20 項目となりました。その結果、総合評価につきましては A 評価とさせていただきます。詳細につきましては、後日、事務局から正式な評価調書が發送されますので、ご確認いただきたいと思っております。

本日はお疲れさまでございました。

○自動車事故対策機構 ありがとうございます。

○委員 それでは、以上をもちまして本日予定されました議事は終了いたしました。ご協力ありがとうございます。では、最後に事務局からお願いいたします。

### 3. そ の 他

○小守谷被害者保護企画調整官 長時間の審議、お疲れさまでございました。

本日の分科会の内容につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨及び議事録を作成の上、公表させていただきたいと存じます。議事録の公開に当たりまして、事前に内容をご確認いただくため、議事録案を委員の皆様にご送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮でございますけれども、ご発言内容のご確認をお願いいたしたいと思っております。

### 4. 閉 会

○小守谷被害者保護企画調整官 以上をもちまして、本分科会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

○堀田分科会長 どうもありがとうございました。